

## 信託法改正に伴う改正信託業法の概要

(1) 信託法改正後も、委託者・受益者保護のための現行信託業法の枠組みは基本的に維持する。

この考え方を踏まえ、信託法改正に伴って追加される新しい信託類型や受託者の義務等を信託業法上適切に位置付ける。

### (2) 新しい信託類型に対する改正信託業法の規制

○ 他人から信託財産の引受けを行うもの（限定責任信託、目的信託 等）

→ 現行の信託業法における通常の信託と同様に受託者に対して参入規制等を適用した上で、さらに信託類型に応じて必要な説明義務等を課す。

○ 委託者＝受託者となる自己信託

→ 受益者保護の必要性は現行の通常信託と同様であることから、以下の規制を課す。

① 不特定多数の受益者を予定して自己信託を行う者は、業規制の対象とする。

② 規制内容は、基本的に現行の通常信託を扱う受託者と同様。

・ 参入要件として、最低資本金等を求めるとともに、信託事務に支障が及ばぬよう兼業を規制（兼業の健全性の確保等を求める）。

・ 受託者としての管理運用上の義務（善管注意義務、忠実義務等）を一律に課す。

・ 信託財産の状況等について、受益者への情報開示を義務付ける。  
（※定期的に信託財産状況報告書の交付義務。）

・ これらの規制の実効性を担保するため、業務改善命令等の監督措置、立入検査の対象とする。

③ 信託設定時において、第三者が信託財産をチェックすることを義務付けるなど、通常信託の場合に加えて追加的な義務を課す。

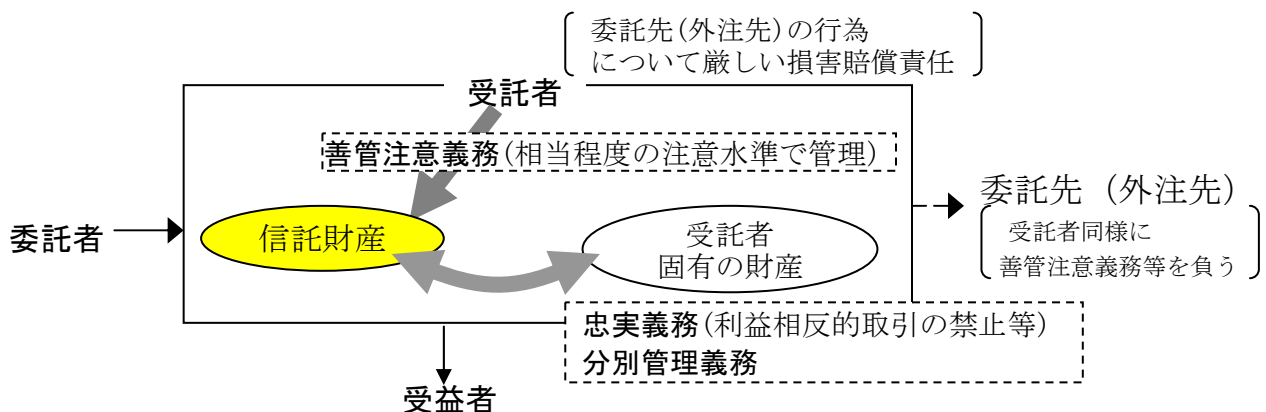
### (3) 受託者の管理運用上の義務

- ① 受託者が信託財産の管理運用を行う際の善管注意義務、忠実義務等については、今回の信託法改正により、当事者間の契約により軽減等が可能となるが、信託業法上は、原則として、受託者に対して現行どおり一律に善管注意義務、忠実義務等の管理運用上の義務を課す。

(注) ただし、信託実務の効率化の観点から、受益者保護上問題がない一定の場合については、柔軟化を許容（例えば、動産・有価証券等についての帳簿による分別管理の許容等）。

- ② 受託者が信託業務を第三者に委託（外注）する場合の責任関係等については、基本的には現行どおり、  
(ア) 委託先（外注先）は受託者と同様に善管注意義務等の義務を直接負う。  
(イ) 受託者は委託先（外注先）の行為について厳しい損害賠償責任を負う。

(注) ただし、(ア)については、委託先（外注先）の業務が信託財産の保管に留まる場合などを除く。(イ)については委託者が関係者を指名した場合、又は受益者の指図による場合を除く。



○ 公布日 平成 18 年 12 月 15 日

○ 施行日 平成 19 年 9 月 30 日

(注) 自己信託に関する規定については、新信託法の施行日（平成 19 年 9 月 30 日）から起算して 1 年間を経過するまでは適用しない。